

行田市空き家等バンク利用マニュアル

利用希望者（空き家等を買いたい方・借りたい方）向け

市内の空き家および空き地の利活用等を行うことにより、移住、定住等の促進による地域の活性化および管理不全となる空き家等の抑制に寄与することを目的として空き家等バンクを実施しています。

◆登録物件一覧

下記URLにて、現在、登録されている空き家等の情報をご確認できます。

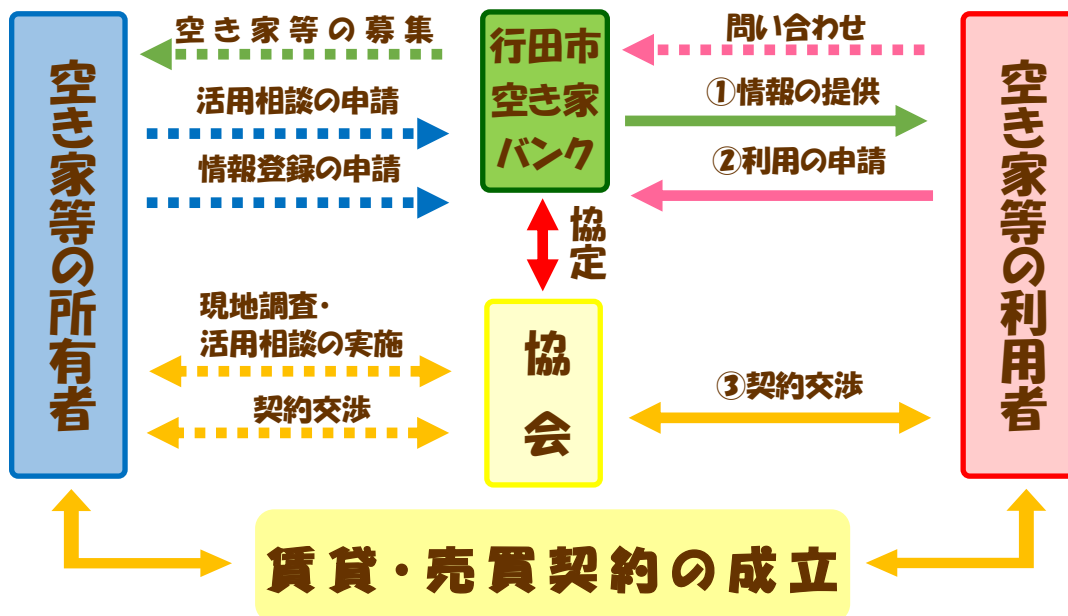
市ホームページ <https://www.city.gyoda.lg.jp/16/04/10/akiyatoubank.html>

※物件によっては、交渉中または成約済みの場合がありますので、詳細は登録カード（様式第5号）に記載されている各物件の媒介業者へお問い合わせください。

◆空き家等バンクの利用手順 ※下図「空き家等バンクのしくみ」の実線部分を参照

①	情報の提供	市のホームページ等で空き家等の情報を公開しています。
②	利用の申請	<p>空き家等の利用を希望する方は、次の必要書類に必要事項を記入（必要書類を添付）のうえ、市建築開発課に提出してください。なお、郵送による申請も受け付けています。</p> <p>[必要書類]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行田市空き家等バンク利用申請書[様式第11号] ・利用を希望する方の身分を証明するものの写し（運転免許証等） ・その他市長が必要と認める書類 <p>※事前に現地確認等を行いたい場合は各自外観目視等にてご確認ください。</p>
③	契約交渉	市建築開発課は、申請受付後、協会に利用申請書の写しを送付します。協会を通じて交渉の実施の依頼を受けた協会に所属する宅地建物取引業者から、直接、利用の申請をした方に連絡があります。その後、空き家等に関する交渉を行い、条件が合えば所有者との賃貸・売買契約が成立します。

◆空き家等バンクのしくみ



◆注意事項

- 1 登録者および利用希望者の空き家等に関する交渉および売買、貸借等に係る契約については、協会に所属する宅地建物取引業者（媒介業者）が行うものとし、市は直接関与しません。
- 2 空き家等に関する交渉および売買、貸借等に係る契約（契約成立後も含む。）に関する一切の疑義、紛争等については、登録者、利用希望者および媒介業者の間で解決していただきます。
- 3 空き家等バンクの利用について利用申請書記載事項に誓約または同意していただく必要があります。
- 4 宅地建物取引業法の規定に基づく額の範囲の報酬を空き家等の売買、貸借等の代理または媒介を行った宅地建物取引業者に支払う必要があります。

※1 登録者…空き家等バンクの登録を受けた空き家等の所有者等の方です。

※2 利用希望者…空き家等の利用を希望する方です。

※3 協会…『行田市における空き家等の利活用等の促進に関する協定』を締結している宅地建物取引業の団体のことです。「公益社団法人埼玉県宅地建物取引業協会北埼玉支部」および「公益社団法人全日本不動産協会埼玉県本部大宮支部」の2つの協会と協定を締結しています。

◆市の各種補助金等について

空き家等バンクの利用に際し、市の各種補助金等を紹介します。**市税を滞納していない、事前に各種補助金等の申請をする必要がある等**、以下に記載のほかその他詳細な要件がありますので、ご検討の際は、あらかじめ各担当部署にお問い合わせください。

（１）子育て世帯定住促進奨励金

※当該奨励金は、住宅を取得する場合に限りです。

※下記の内容は、中古住宅を対象とするもののみを明記しています。

【お問い合わせ先】企画政策課企画政策担当 ☎048-556-1111（内線 309・311）

転入者住宅取得奨励金	<p>[概要] すべての世帯員が転入者である子育て世帯が、市内に定住するために住宅を新築し、または購入した場合に交付します。</p> <p>[対象の世帯] 1年以上市外に居住し、転入から1年以内に住宅を取得した子育て世帯</p> <p>[対象の住宅] 新築または購入した住宅（集合住宅および中古住宅を含みます）</p> <p>[補助額] 住宅取得価格（税抜き）の5%（交付限度額20万円）</p>
三世代同居・近居奨励金	<p>[概要] 子育て世帯が、市内に定住するために住宅を新築し、または購入し、かつ、親世帯と同居または近居（両世帯が市内に居住）した場合に交付します。</p> <p>[対象の世帯] 住宅を取得し、親世帯と同居、または近居する子育て世帯</p> <p>[対象の住宅] 新築または購入した住宅（集合住宅および中古住宅を含みます）</p> <p>[補助額] 住宅取得価格（税抜き）の5%（交付限度額20万円）</p>

(2) 老朽空き家等解体補助金

※当該補助金は、危険な状態にある空き家等の解体を促進する場合に限りです。

【お問い合わせ先】 建築開発課建築指導担当 ☎048-550-1551

老朽空き家等解体補助金	<p>[概要] 適正な管理が行われず、市民の生活環境に深刻な影響を及ぼしている老朽空き家等を解体する方に補助金を交付します。</p> <p>[対象者] 老朽空き家等の所有者またはその相続人</p> <p>[対象の空き家等] ・老朽空き家等の適正管理に関する条例に規定する指導または助言を受けたもの ・1年以上使用されていない状態であるもの ・公共事業の補償の対象となっていないもの ・所有権以外の権利設定がないもの ・危険度評価基準（180点満点）が100点以上のもの</p> <p>[補助額] 補助対象工事に要した費用の2分の1 (交付限度額50万円)</p>
-------------	---

(3) 既存木造住宅耐震診断・改修補助金

※当該補助金は、一戸建て住宅または兼用住宅を耐震診断・改修した場合に限りです。

【お問い合わせ先】 建築開発課建築指導担当 ☎048-550-1551

既存木造住宅耐震診断補助金	<p>[概要] 既存木造住宅の耐震診断を行う方に補助金を交付します。</p> <p>[対象者] 所有者または所有者の2親等以内の親族の方</p> <p>[対象の建築物] 市内にある昭和56年5月31日以前に着工された木造の一戸建て住宅または兼用住宅（住宅以外の用に供する部分の床面積が延べ面積の2分の1未満のものに限りです。）で地階を除く階数が2以下のもの（建築基準法に違反していることが明らかなものを除きます）</p> <p>[補助額] 耐震診断に要した費用の2分の1（1回に限りです）</p> <p>[補助限度額] 5万円</p>
既存木造住宅耐震改修工事補助金	<p>[概要] 既存木造住宅の耐震改修工事を行う方に補助金を交付します。</p> <p>[対象者] 対象の建築物に自ら居住する方で、所有者または所有者の2親等以内の親族の方</p> <p>[対象の建築物] 市内にある昭和56年5月31日以前に着工された木造の一戸建て住宅または兼用住宅（住宅以外の用に供する部分の床面積が延べ面積の2分の1未満のものに限りです。）で地階を除く階数が2以下のもの（建築基準法に違反していることが明らかなものを除きます。）で耐震診断による上部構造評点が1.0未満のものまたは基礎が安全でないとは診断されたもの</p> <p>[補助額] 耐震改修工事に要した費用（床面積1平方メートルにつき32,600円を限度とします。）の100分の23（1回に限りです）</p> <p>[補助限度額] 20万円</p>

(4) 環境課が所管する各種設備設置補助

※当該補助金は、住宅に各種設備を設置する場合に限りです。

【お問い合わせ先】同課環境政策担当 ☎048-556-9530

<p>住宅用太陽光発電システム設置補助金</p>	<p>[概要] 市内業者との請負により、自ら居住する住宅（延べ面積の2分の1以上を住宅の用途に供するものに限る。）に1キロワット以上の住宅用太陽光発電システムを設置する方に補助金を交付します。 [補助額] 一律8万円（1回に限りです） ※申請書の受付は先着順です。各年度の受付可能件数を超えた場合の申請は受付することができません。</p>												
<p>住宅用蓄電池設置補助金</p>	<p>[概要] 自ら居住する住宅（延べ面積の2分の1以上を住宅の用途に供するものに限ります。）に住宅用蓄電池（再生可能エネルギーや夜間電力等を繰り返し蓄え、必要に応じて電気を活用することができる定置用リチウムイオン蓄電池で未使用品のもの）を設置する方に補助金を交付する。 [補助額] 一律5万円（1回に限りです） ※申請書の受付は先着順です。各年度の受付可能件数を超えた場合の申請は受付することができません。</p>												
<p>住宅用高効率給湯器設置補助金</p>	<p>[概要] 自己の居住を主たる目的とする住宅にガスエンジン給湯器（通称「エコウィル」で未使用のもの）または燃料電池コージェネレーションシステム（通称「エネファーム」で未使用のもの）を設置する方に補助金を交付します。 [補助額] ・ガスエンジン給湯器 1台につき2万円（1回に限りです） ・燃料電池コージェネレーションシステム 1台につき5万円（1回に限りです） ※申請書の受付は先着順です。各年度の受付可能件数を超えた場合の申請は受付することができません。</p>												
<p>合併処理浄化槽設置補助金</p>	<p>[概要] 行田市生活排水処理基本計画における浄化槽処理区域内において、主として居住を目的とした住宅（延べ面積の2分の1以上を住宅の用途に供するものに限る。）に処理対象人員10人以下の合併処理浄化槽を既存単独処理浄化槽またはくみ取り便槽から転換して設置する方に補助金を交付します。 [補助金額]</p> <table border="1" data-bbox="582 1612 1197 1803"> <thead> <tr> <th>人槽区分</th> <th>市内業者施工の場合</th> <th>市内業者以外の業者施工の場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5人槽</td> <td>372,000円</td> <td>352,000円</td> </tr> <tr> <td>7人槽</td> <td>454,000円</td> <td>434,000円</td> </tr> <tr> <td>10人槽</td> <td>588,000円</td> <td>568,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※予算を超える事前申込があった場合は公開抽選会を実施します。また、各年度の受付可能件数を超えた場合の申請は受付することができません。</p>	人槽区分	市内業者施工の場合	市内業者以外の業者施工の場合	5人槽	372,000円	352,000円	7人槽	454,000円	434,000円	10人槽	588,000円	568,000円
人槽区分	市内業者施工の場合	市内業者以外の業者施工の場合											
5人槽	372,000円	352,000円											
7人槽	454,000円	434,000円											
10人槽	588,000円	568,000円											

(5) 起業家支援事業助成金

※当該助成金は、事務所、店舗、蔵または日本遺産構成文化財の建築物を賃借した場合に限ります。

【お問い合わせ先】 商工観光課商工振興担当 ☎048-556-1111（内線 383）

<p>空き店舗等家賃助成金</p>	<p>[概要] 空き店舗等（事務所、店舗、蔵または日本遺産構成文化財の建築物）を賃借して新たに事業を開始する方に助成します。 [対象となる費用] 空き店舗等の賃借料（消費税を除く）※助成期間は36か月以内 [交付率] 2分の1 [助成限度額] 5万円/月</p>
<p>空き店舗等改修費助成金</p>	<p>[概要] 空き店舗等（事務所、店舗、蔵または日本遺産構成文化財の建築物）を賃借して新たに事業を開始する方に助成します。 [対象となる費用] 空き店舗等の改修費（消費税を除く）※当初改修費のみを対象とします。 [交付率] 2分の1 [助成限度額] 空き店舗等 50万円 空き蔵 250万円 日本遺産構成文化財の建築物 500万円</p>

(6) Uターン創業支援事業補助金

※当該補助金は、空き家、事務所または店舗を賃借した場合に限ります。

【お問い合わせ先】 商工観光課商工振興担当 ☎048-556-1111（内線 383）

<p>空き家等家賃補助金</p>	<p>[概要] Uターンして空き家等を賃借して新たに事業を開始する方に補助します。 [対象となる費用] 空き家等の賃借料（消費税を除きます）※助成期間は36か月以内 [交付率] 2分の1 [補助限度額] 5万円/月</p>
<p>空き家等改修費・設備整備費補助金</p>	<p>[概要] Uターンして空き家等を賃借して新たに事業を開始する方に補助します。 [対象となる経費] 空き家等の改修費および設備整備費（消費税を除きます）※当初改修費のみを対象とします。 [交付率] 2分の1 [補助限度額] 改修費 50万円 設備整備費 50万円</p>

【 空き家等バンクに関するお問い合わせ先 】

行田市 都市整備部 建築開発課 建築指導担当 ☎048-550-1551（直通）

〒361-0052 埼玉県行田市本丸2番20号（埼玉県行田地方庁舎内）